

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月20日
【計算期間】	第 1 特定期間(自 平成21年 1 月30日 至 平成21年 7 月21日)
【ファンド名】	ビクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ビクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ギャビン・シャープ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
信託金の限度額は3,000億円です。

b 商品分類等

ファンドの商品分類 は、追加型投信 / 国内 / 株式です。
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外 内外	債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米	ファミリー ファンド
	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
不動産投信		オセアニア	
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々	中南米	ファンド ・オブ・ ファンズ
資産複合	その他	アフリカ	
		中近東(中東)	
		エマージング	

< ファンドが該当する商品分類の定義 >

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	国内
投資対象資産 (収益の源泉)	株式

< ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式))

決算頻度	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

c ファンドの特色

<ファンドのポイント>

1	主な投資対象はわが国のナンバーワン企業の株式です。
---	---------------------------

○ナンバーワン企業とは、優れたブランド力、技術力、商品・サービス開発力およびマーケティング力を有し、業界トップシェアを誇る企業、または今後それが期待される企業を指します(以下、本書において同じ。)。

○ナンバーワン企業の魅力は、独自のブランド力、技術力、商品・サービス開発力およびマーケティング力により、特定分野で他社を圧倒する参入障壁を築くことができ、価格支配力において高い競争優位性を有する点です。また、大企業の場合、規模の利益を活かせるため、コスト効率を改善し、相対的に高い競争力を構築することが可能です。

<運用のポイント>

○ボトム・アップ・アプローチによる「ピュア・グロース純成長株」運用

1年～1年半先の企業の利益成長に着目し、高い利益成長が期待できる銘柄に厳選投資を行います。

さらに、利益成長の源泉が明確な企業に調査対象を絞ることで効率的な調査とフォローアップが可能となります。

<銘柄選択の際の注目点>

○利益成長率が高い企業

○利益成長の源泉が明確な企業

○株価指標(PER、(参考指標)PEGレシオ)

- 注目する株価指標 -

・ $PER(株価収益率) = 株価 \div 1株あたり当期利益$

株価が利益に対して、何倍まで買われているか評価する尺度です。

例えば...

A社の株価が500円、1株あたり当期利益が50円なら予想 $PER = 500円(株価) \div 50円(利益)$ で、A社の予想PERは10倍となります。

一般に、PERの数値が低いほど企業の株価は相対的に割安、逆に高いと相対的に割高と判断される傾向があります。

- 参考指標 -

・ $PEGレシオ = PER(株価収益率) \div 1株あたり利益成長率$

PER(株価収益率)が利益成長率に対して、何倍の水準になっているか評価する尺度です。

例えば...

A社のPER(株価収益率)が20倍、1株あたり利益成長率が10%なら予想 $PEGレシオ = 20(PER) \div 10(利益成長率)$ で、A社の予想PEGレシオは2倍となります。

一般に、PEGレシオが低いほど株価は相対的に割安、逆に高いと相対的に割高と判断される傾向があります。

<運用プロセス>



上記は平成21年8月末日現在の運用プロセスです。日本株式市場の市場環境等により今後変更される場合があります。

2	毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
---	----------------------------

- 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から基準価額の水準および市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

初回の決算日は、平成21年4月20日となります。

- 原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します（1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配を行わないこともあります）。
- 4月および10月の決算時においては、上記に加えて利子・配当等収益を勘案したうえで、分配金額を決定します。

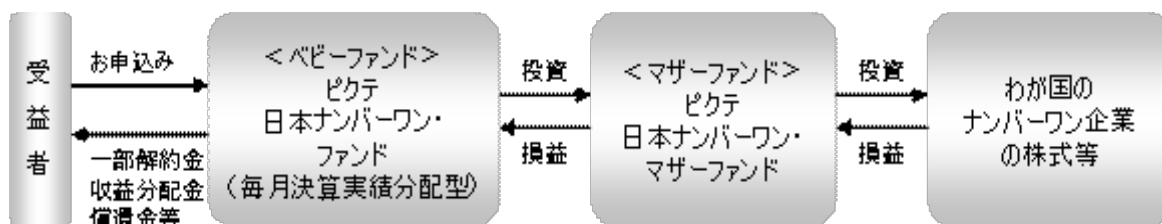


毎月決算を行います。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。（「投資リスクその他の留意点」をご参照ください。）



ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式に投資を行う場合があります。

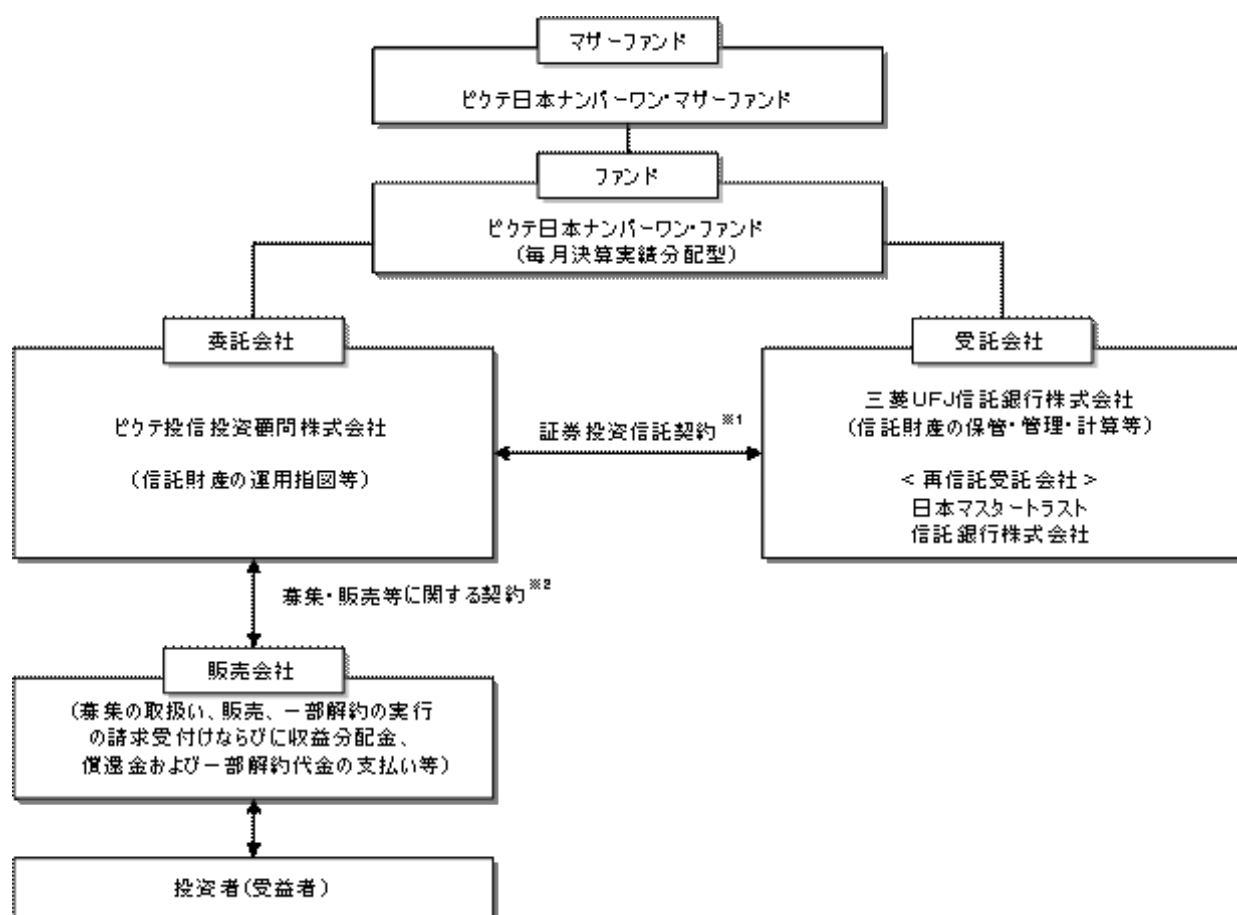
ファミリーファンド方式で運用を行います。（下記図をご参照ください。）



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

（2）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

委託会社の概況(平成21年8月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資家から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資家に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資家のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

b 投資態度

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国のナンバーワン企業の株式に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%未満とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考：マザーファンドの投資態度）

わが国のナンバーワン企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%未満とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権（イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示され

るべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

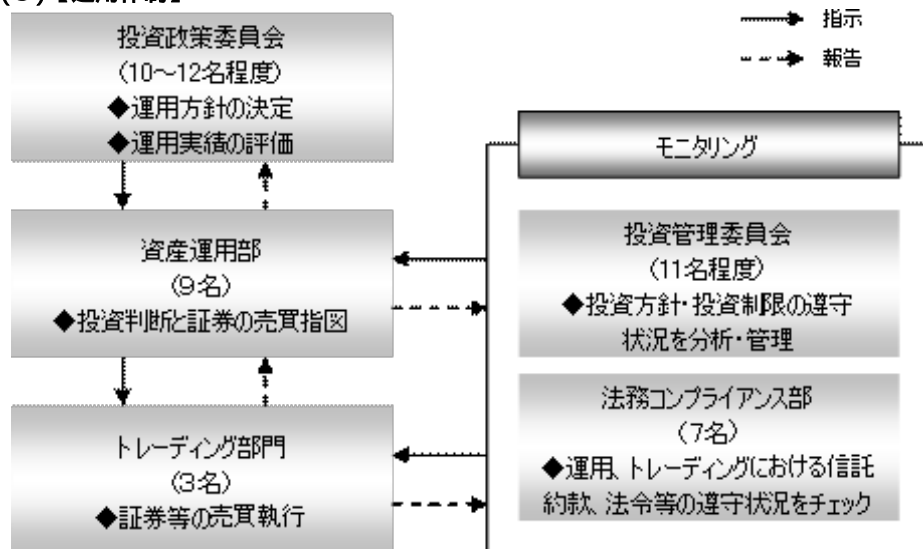
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券および信託財産に属する資産の価格変動リスクならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
5. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
6. 委託会社は、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(3)【運用体制】



- ・投資政策委員会(10~12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(11名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜

モニタリングされます。

運用体制は、平成21年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日
毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
初回の決算日は、平成21年4月20日となります。
5. 収益分配金のお支払い
ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

1. 株式への実質投資割合（信託約款）
制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
2. 投資する株式等の範囲（信託約款）
委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
上記にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限りま。）を継続的に提出している発行会社（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限りま。）を提出している発行会社を含みます。）
会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査（会社法施行の際に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）に基づいて行われた監査を含みます。以下同じ。）が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社
公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合（信託約款）
取得時において、信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
4. 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合（信託約款）

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 同一銘柄の株式への実質投資割合(信託約款)

取得時において、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(信託約款)

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

7. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合(信託約款)

信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

8. 外貨建資産への実質投資割合(信託約款)

信託財産の純資産総額の30%以内とします。

9. 信用取引の指図範囲(信託約款)

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

）株式分割により取得する株券

）有償増資により取得する株券

）売り出しにより取得する株券

）信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権()のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

10. 有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。

）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産

が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

)先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

11. スワップ取引の範囲(信託約款)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

12. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

13. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

14. 資金の借入れ(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

15. 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

16. デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスク等は以下の通りです。



株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。



有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。



流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合、投資銘柄が未上場である場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。



解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

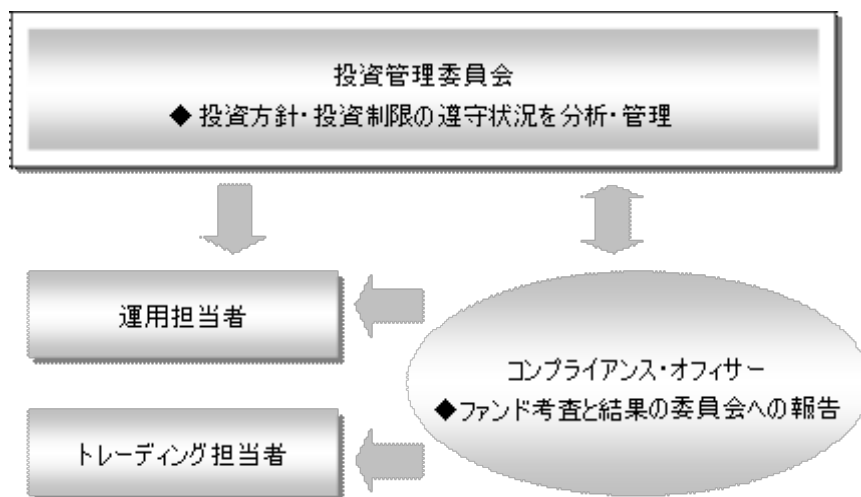


その他の留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することができます。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、毎月の決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行います。分配対象額が少額(基準価額が1万円以下の場合や1万円を上回る額が少額の場合、利子・配当等収益が少額の場合等)の場合には分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1口=1円)を下回っていても、分配が行われる場合があります。
- ・ファンドは、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスク管理体制



<コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。
毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

<投資管理委員会>

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば討議し、運用担当者へ是正を求めます。

リスク管理体制は、平成21年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.15% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円) に乗じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社 (ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061 (受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>) または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5225% (税抜1.45%) の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.735% (税抜0.7%)
販売会社	純資産総額に対し年率0.735% (税抜0.7%)
受託会社	純資産総額に対し年率0.0525% (税抜0.05%)

上記の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権

の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために払い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525% (税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

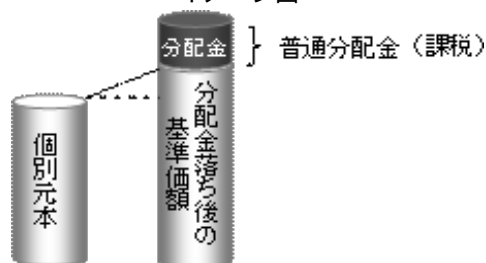
ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

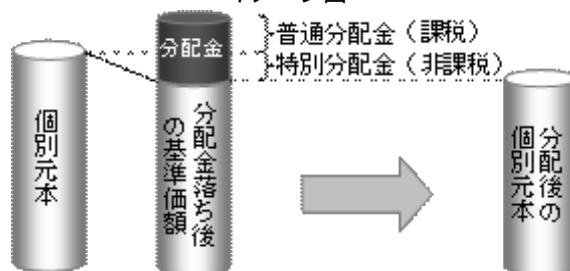
<イメージ図>



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座等で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(特別分配金については、上記の「収益分配金の課税について」を参照ください。)

<解約時および償還時の課税について>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(原則として、確定申告は不要です。)

解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税)、平成24年1月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)

上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年8月末現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,019,775,454	100.05
現金・預金・その他資産(負債控除後)		4,473,913	0.05
合計(純資産総額)		9,015,301,541	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(参考)ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

(平成21年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	8,975,664,800	99.51
現金・預金・その他資産(負債控除後)		44,037,265	0.49
合計(純資産総額)		9,019,702,065	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 全銘柄明細

(平成21年8月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	8,082,236,070	1.1254 9,096,136,922	1.1160 9,019,775,454	100.05
投資比率：合計						100.05

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成21年8月末日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

a 評価額上位30銘柄明細

	銘柄名	国名	種類	業種	数量(株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	97,500	3,521.02 343,300,171	3,990.00 389,025,000	4.31
2	テルモ	日本	株式	精密機器	74,300	4,227.41 314,097,050	4,900.00 364,070,000	4.04
3	日本電産	日本	株式	電気機器	51,200	5,046.06 258,358,678	6,690.00 342,528,000	3.80
4	小糸製作所	日本	株式	電気機器	272,000	1,161.24 315,858,197	1,235.00 335,920,000	3.72
5	ツムラ	日本	株式	医薬品	100,800	2,937.89 296,140,241	3,300.00 332,640,000	3.69
6	トレンドマイクロ	日本	株式	情報・通信業	89,000	3,582.42 318,836,013	3,660.00 325,740,000	3.61
7	三菱商事	日本	株式	卸売業	171,000	1,831.66 313,215,382	1,885.00 322,335,000	3.57
8	ニトリ	日本	株式	小売業	44,650	6,329.44 282,609,833	7,200.00 321,480,000	3.56
9	小松製作所	日本	株式	機械	190,300	1,296.24 246,674,501	1,678.00 319,323,400	3.54
10	キューピー	日本	株式	食料品	316,200	1,015.68 321,159,979	1,000.00 316,200,000	3.51
11	新日本製鐵	日本	株式	鉄鋼	863,000	380.11 328,036,868	365.00 314,995,000	3.49
12	三井物産	日本	株式	卸売業	259,000	1,228.88 318,280,166	1,212.00 313,908,000	3.48
13	シマノ	日本	株式	輸送用機器	78,500	3,796.39 298,017,262	3,970.00 311,645,000	3.46
14	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	182,600	1,694.63 309,440,084	1,701.00 310,602,600	3.44
15	住友金属鉱山	日本	株式	非鉄金属	214,000	1,183.60 253,291,878	1,435.00 307,090,000	3.40
16	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	103,200	2,864.18 295,583,376	2,935.00 302,892,000	3.36
17	日本証券金融	日本	株式	その他金融業	396,600	790.33 313,448,431	759.00 301,019,400	3.34
18	ダイセキ	日本	株式	サービス業	147,800	1,977.52 292,277,496	2,020.00 298,556,000	3.31
19	三菱地所	日本	株式	不動産業	191,000	1,409.06 269,132,078	1,543.00 294,713,000	3.27
20	クボタ	日本	株式	機械	378,000	772.68 292,076,298	769.00 290,682,000	3.22
21	ダイキン工業	日本	株式	機械	88,500	2,821.59 249,711,251	3,280.00 290,280,000	3.22
22	野村ホールディングス	日本	株式	証券・商品先 物取引業	352,200	723.58 254,846,379	823.00 289,860,600	3.21
23	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	71,100	3,743.12 266,136,359	4,010.00 285,111,000	3.16
24	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	476,100	589.55 280,688,133	594.00 282,803,400	3.14
25	デンソー	日本	株式	輸送用機器	103,100	2,613.60 269,462,526	2,705.00 278,885,500	3.09
26	横浜銀行	日本	株式	銀行業	523,000	486.22 254,293,790	525.00 274,575,000	3.04
27	日本製鋼所	日本	株式	機械	211,000	1,066.79 225,092,760	1,156.00 243,916,000	2.70
28	商船三井	日本	株式	海運業	386,000	593.30 229,014,663	595.00 229,670,000	2.55
29	中外製薬	日本	株式	医薬品	102,400	1,840.15 188,432,006	1,900.00 194,560,000	2.16

30	カカクコム	日本	株式	サービス業	501	350,417.64 175,559,240	348,000.00 174,348,000	1.93
							投資比率：合計	99.32

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別及び業種別投資比率

(平成21年 8 月末日現在)

種類	業種	投資比率 (%)
国内株式		99.51
	内 輸送用機器	14.22
	内 機械	12.69
	内 銀行業	9.52
	内 電気機器	7.52
	内 卸売業	7.05
	内 医薬品	5.84
	内 サービス業	5.24
	内 精密機器	4.04
	内 情報・通信業	3.61
	内 小売業	3.56
	内 食料品	3.51
	内 鉄鋼	3.49
	内 ゴム製品	3.44
	内 非鉄金属	3.40
	内 その他金融業	3.34
	内 不動産業	3.27
	内 証券、商品先物取引業	3.21
	内 海運業	2.55
合計		99.51

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年 8 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間末(平成21年 7 月21日)	6,973	7,309	10,265	10,865
平成21年 1 月末日	2,615	—	10,029	—
2 月末日	4,232	—	9,381	—
3 月末日	4,633	—	9,326	—
4 月末日	4,960	—	9,895	—
5 月末日	5,326	—	10,466	—
6 月末日	6,304	—	10,574	—
7 月末日	7,528	—	10,630	—
8 月末日	9,015	—	10,243	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間		1 万口当たりの分配金
第 1 特定期間	自 平成21年 1 月30日 至 平成21年 7 月21日	600円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第 1 特定期間	自 平成21年 1 月30日 至 平成21年 7 月21日	8.6

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付) - 設定日の基準価額) ÷ 設定日の基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年1月30日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みにあたっては次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

< 申込単位 >

販売会社が定める1円または1口（当初元本1口＝1円）の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

取得申込受付日の基準価額(当初申込期間中は、1口当たり1円)

< 申込手数料 >

3.15%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の基準価額(当初申込期間中は、1口当たり1円)に乗じて得た額とします。(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

受益権の取得申込者は、申込代金を当初申込期間においては当初申込期間の最終日までに、継続申込期間においては販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金（解約）手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。
 - ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。)、これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
 - ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
 - ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- <解約価額>
- 解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。
- 解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社にてご確認ください。
- <解約手数料>
- ありません。
- <解約代金のお支払い>
- 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。
- <大口解約の制限>
- 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日における基準価額で評価します。

マザーファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価します。

b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

c 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。(略称「NO.1」)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成21年1月30日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 a ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成21年4月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業

日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a ファンドの償還

委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

からまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、からまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「b 信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「b 信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、の事項(の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

からまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c 異議申立ておよび反対者の買取請求権

前記の「a ファンドの償還」に記載の信託契約の解約または「b 信託約款の変更等」に記載する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記の「a ファンドの償還」または「b 信託約款の変更等」に記載する書面に付記します。

d 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

e 運用報告書の作成

委託会社は、6ヵ月毎(毎年1月、7月の決算時)および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。

f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)からに受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c 受益権の解約の実行請求権

受益者は、受益権の解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から支払われます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

なお、当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第39条により、平成21年1月30日(設定日)から平成21年4月20日までとしております。このため当特定期間は、平成21年1月30日(設定日)から平成21年7月21日までとなっております。

- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成21年1月30日(設定日)から平成21年7月21日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ビクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 [平成21年7月21日現在]
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	7,084,125,477
未収入金	10,482,320
流動資産合計	7,094,607,797
資産合計	7,094,607,797
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	101,900,742
未払解約金	10,482,320
未払受託者報酬	264,493
未払委託者報酬	7,405,766
その他未払費用	1,224,128
流動負債合計	121,277,449
負債合計	121,277,449
純資産の部	
元本等	
元本	6,793,382,819
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	179,947,529
（分配準備積立金）	215,012,930
元本等合計	6,973,330,348
純資産合計	6,973,330,348
負債純資産合計	7,094,607,797

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成21年 1 月30日(設定日) 至 平成21年 7 月21日
営業収益	
有価証券売買等損益	610,224,056
営業収益合計	610,224,056
営業費用	
受託者報酬	1,224,187
委託者報酬	34,277,172
その他費用	1,224,128
営業費用合計	36,725,487
営業利益又は営業損失（ ）	573,498,569
経常利益又は経常損失（ ）	573,498,569
当期純利益又は当期純損失（ ）	573,498,569
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	29,650,791
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,946,562
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,966,251
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	120,980,311
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,233,752
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,084,843
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	129,148,909
分配金	336,613,059
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	179,947,529

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 平成21年 1 月30日(設定日) 至 平成21年 7 月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で 評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間期末の取扱い 信託約款第39条により、平成21年 7 月20日が休日のため、 当特定期間期末を平成21年 7 月21日としております。こ のため当特定期間は173日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	当期 (平成21年 7 月21日現在)
1. 元本の推移	
期首元本額	2,608,132,552円
期中追加設定元本額	5,300,965,839円
期中一部解約元本額	1,115,715,572円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,793,382,819口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当期 自 平成21年 1 月30日(設定日) 至 平成21年 7 月21日
分配金の計算過程	(平成21年 1 月30日(設定日)から平成21年 4 月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の 配当等収益から費用を控除した額(41,985,412円、ファンド に帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、 解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等 損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (154,595,214円)、信託約款に規定される収益調整金 (5,213,286円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収 益は201,793,912円(1 万口当たり407.86円)であり、うち 49,474,268円(1 万口当たり100円)を分配金額としてお ります。 (平成21年 4 月21日から平成21年 5 月20日までの分配金 計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の 配当等収益から費用を控除した額(0円、ファンドに帰属 すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費 用を控除し、繰越欠損金を補填した額(198,996,634円)、 信託約款に規定される収益調整金(15,114,713円)及び分 配準備積立金(138,774,696円)より分配対象収益は 352,886,043円(1 万口当たり705.21円)であり、うち 75,058,849円(1 万口当たり150円)を分配金額としてお ります。 (平成21年 5 月21日から平成21年 6 月22日までの分配金 計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の 配当等収益から費用を控除した額(318,153円、ファンド に帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、 解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益 から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (195,512,705円)、信託約款に規定される収益調整金 (65,537,036円)及び分配準備積立金(240,343,614円)よ り分配対象収益は501,711,508円(1 万口当たり910.70 円)であり、うち110,179,200円(1 万口当たり200円)を分 配金額としております。

	(平成21年 6 月23日から平成21年 7 月21日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円、ファンドに帰属すべき親投資信託受益証券の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(165,972,253円)及び分配準備積立金(316,913,672円)より分配対象収益は482,885,925円(1万口当たり710.81円)であり、うち101,900,742円(1万口当たり150円)を分配金額としております。
--	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

当期(平成21年 7 月21日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,084,125,477円	32,570,123円
合計	7,084,125,477円	32,570,123円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	当期 (平成21年 7 月21日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0265円 (10,265円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド	6,468,339,552	7,084,125,477	
合計		6,468,339,552	7,084,125,477	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「ビクテ日本ナンバーワン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「ビクテ日本ナンバーワン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	[平成21年 7月21日現在]
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		407,415,239
株式		6,928,671,200
未収入金		45,936,440
未収配当金		964,500
未収利息		1,562
流動資産合計		7,382,988,941
資産合計		7,382,988,941
負債の部		
流動負債		
未払金		288,432,560
未払解約金		10,482,320
流動負債合計		298,914,880
負債合計		298,914,880
純資産の部		
元本等		
元本		6,468,339,552
剰余金又は欠損金()		615,734,509
元本等合計		7,084,074,061
純資産合計		7,084,074,061
負債純資産合計		7,382,988,941

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 1月30日 至 平成21年 7月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年 7月21日現在)
1. 元本の推移	

期首相当日現在元本額	2,608,132,552円
期中追加設定元本額	5,195,791,681円
期中一部解約元本額	1,335,584,681円
元本の内訳	
ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)	6,468,339,552円
合計	6,468,339,552円
２．本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	6,468,339,552口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年 7 月21日現在)

種類	貸借対照表計上額
株式	6,928,671,200円
合計	6,928,671,200円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	(平成21年 7 月21日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0952円 (10,952円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(３)附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数	評価単価(円)	評価金額(円)	備考
カカクコム	501	388,000.00	194,388,000	
ソネット・エムスリー	501	324,000.00	162,324,000	
キューピー	294,400	996.00	293,222,400	
中外製薬	100,700	1,786.00	179,850,200	
参天製薬	75,100	2,995.00	224,924,500	
ツムラ	91,100	3,060.00	278,766,000	
テルモ	68,900	4,320.00	297,648,000	
ブリヂストン	31,600	1,575.00	49,770,000	
住友金属工業	1,077,000	241.00	259,557,000	
日本製鋼所	208,000	1,238.00	257,504,000	
住友金属鉱山	238,000	1,396.00	332,248,000	
小松製作所	177,100	1,482.00	262,462,200	
クボタ	351,000	800.00	280,800,000	
ダイキン工業	87,800	3,080.00	270,424,000	
日本電産	48,200	6,280.00	302,696,000	
デンソー	26,100	2,615.00	68,251,500	
トヨタ自動車	75,100	3,620.00	271,862,000	
本田技研工業	24,500	2,550.00	62,475,000	
小糸製作所	288,000	1,265.00	364,320,000	

三井物産	62,000	1,147.00	71,114,000
三菱商事	39,100	1,793.00	70,106,300
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	150,300	556.00	83,566,800
三井住友フィナンシャルグループ	58,200	3,800.00	221,160,000
横浜銀行	328,000	504.00	165,312,000
セブン銀行	640	254,500.00	162,880,000
日本証券金融	396,600	718.00	284,758,800
野村ホールディングス	161,900	770.00	124,663,000
三菱地所	306,000	1,508.00	461,448,000
日立物流	255,000	1,210.00	308,550,000
商船三井	119,000	606.00	72,114,000
ダイセキ	132,300	2,105.00	278,491,500
ニトリ	30,850	6,840.00	211,014,000
合計	5,303,492	—	6,928,671,200

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(平成21年 8 月末日現在)

資産総額	9,117,829,123円
負債総額	102,527,582円
純資産総額(-)	9,015,301,541円
発行済数量	8,801,083,500口
1 万口当たり純資産額(/)	10,243円

(参考)ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

(平成21年 8 月末日現在)

資産総額	9,383,769,981円
負債総額	364,067,916円
純資産総額(-)	9,019,702,065円
発行済数量	8,082,236,070口
1 万口当たり純資産額(/)	11,160円

第 5【設定及び解約の実績】

下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第 1 特定期間	7,909,098,391	1,115,715,572

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年8月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

b 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、投資政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。投資政策委員会は、常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年8月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類			本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式	6	41,039,716,467
	海外	株式	11	37,390,990,236
		債券	10	221,605,481,263
	内外	株式	8	1,300,372,078,127
		資産複合	8	154,482,607,689
合計			43	1,754,890,873,782

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年 3 月31日現在)			第24期 (平成21年 3 月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			10,916,637			7,278,909	
有価証券			-			1,006,110	
前払費用			48,560			58,948	
未収入金			523			-	
未収委託者報酬			2,332,200			1,240,812	
未収収益			445,653			193,196	
未収還付消費税			-			130,545	
繰延税金資産			255,860			40,999	
そ の 他			17,016			33,727	
流 動 資 産 計			14,016,454	93.9		9,983,251	88.2
固 定 資 産							
有形固定資産			183,058	1.2		292,273	2.6
建物付属設備	1	99,297			177,294		
器具備品	1	83,760			114,979		
無形固定資産			59,326	0.4		270,913	2.4
ソフトウェア		48,992			135,188		
ソフトウェア仮勘定		-			134,892		
そ の 他		10,334			831		
投資その他の資産			665,245	4.5		767,887	6.7
投資有価証券		1,105			887		
長期前払費用		17,418			23,096		
長期差入保証金		124,833			211,534		
敷 金		49,424			-		
繰延税金資産		472,464			532,369		
固 定 資 産 計			907,631	6.1		1,331,074	11.7
資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

			第23期 (平成20年 3 月31日現在)			第24期 (平成21年 3 月31日現在)		
負 債 の 部								
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比	

		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債							
預 り 金			198,004			125,710	
未 払 金			1,899,790			1,251,904	
未払手数料		1,239,881			684,048		
その他未払金		659,910			567,856		
未払法人税等			2,701,564			75,813	
未払消費税			330,134			-	
賞与引当金			124,830			78,436	
役員賞与引当金			38,820			32,854	
流 動 負 債 計			5,293,144	35.5		1,564,720	13.8
固 定 負 債							
退職給付引当金			454,641			543,720	
役員退職慰労引当金			706,495			764,632	
固 定 負 債 計			1,161,137	7.8		1,308,353	11.5
負 債 合 計			6,454,281	43.3		2,873,074	25.7
純 資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
株 主 資 本		千円	千円	%	千円	千円	%
資 本 金			200,000	1.3		200,000	1.8
利益剰余金			8,269,800	55.4		8,241,338	72.5
利益準備金		40,000			50,000		
その他利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
繰越利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			2	0.0		87	0.0
純 資 産 合 計			8,469,803	56.7		8,441,251	74.3
負 債・純 資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

(2)【損益計算書】

		第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比

有価証券報告書（内国投資）									
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			33,974,650			23,817,985	
		その他営業収益			1,684,678			928,019	
		営業収益計			35,659,329	100.0		24,746,004	100.0
		営業費用							
		支払手数料			20,964,032			14,621,069	
		広告宣伝費			176,032			178,803	
		調査費			2,117,955			1,512,226	
		調査費		55,270			68,487		
		委託調査費		2,062,685			1,443,738		
		委託計算費			210,905			210,679	
		営業雑経費			414,374			385,419	
		通信費		32,951			31,173		
		印刷費		352,262			315,648		
		諸会費		16,862			25,043		
		図書費		2,174			2,533		
		諸経費		10,122			11,019		
		営業費用計			23,883,299	67.0		16,908,198	68.3
		一般管理費							
		給料			1,987,451			1,712,248	
		役員報酬		96,588			67,495		
		給料・手当		1,050,733			1,257,155		
		役員賞与		-			43,076		
		賞与		118,516			30,153		
		賞与引当金繰入		499,971			217,448		
		役員賞与引当金繰入		221,641			96,918		
		旅費交通費			94,853			94,273	
		租税公課			69,454			36,396	
		不動産賃借料			180,227			245,131	
		退職給付費用			124,291			83,703	
		役員退職慰労引当金繰入			323,969			25,039	
		固定資産減価償却費			60,912			93,926	
		消耗器具備品費			18,711			20,350	
		人材採用費			73,437			24,833	
		修繕維持費			21,346			41,245	
		諸経費			177,198			240,301	
		一般管理費計			3,131,855	8.8		2,617,452	10.6
		営業利益				8,644,173	24.2		5,220,354
	営業外損益の部	営業外収益							
		有価証券利息			-			3,025	
		受取利息			14,775			22,891	
		その他			1,486			4,123	
		営業外収益計			16,261	0.0		30,040	0.1
		営業外費用							
	営業外損益の部	支払手数料			14,402			19,250	
		その他			347			8,078	
		営業外費用計			14,749	0.0		27,329	0.1
経常利益					8,645,685	24.2		5,223,065	21.1
特別損益の部	特別利益								
	投資有価証券売却益			644			88		
	特別利益計			644	0.0		88	0.0	
	特別損失								
	前期損益修正損	1		-			64,445		
	固定資産除却損	2		429			30,278		
特別損益の部	ソフト開発中止損			-			1,116		
	特別損失計			429	0.0		95,839	0.4	
税引前当期純利益					8,645,900	24.2		5,127,314	20.7
法人税、住民税及び事業税					3,868,639	10.8		2,000,757	8.1
法人税等調整額					255,294	0.8		155,019	0.6

当 期 純 利 益			5,032,555	14.1		2,971,538	12.0
-----------	--	--	-----------	------	--	-----------	------

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第23期事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第24期事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	40,000
当期変動額		
利益準備金積立	40,000	10,000
当期変動額合計	40,000	10,000
当期末残高	40,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,637,245	8,229,800
当期変動額		
利益準備金積立	40,000	10,000
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,592,555	38,462
当期末残高	8,229,800	8,191,338
利益剰余金合計		
前期末残高	3,637,245	8,269,800
当期変動額		
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	28,462
当期末残高	8,269,800	8,241,338
株主資本合計		
前期末残高	3,837,245	8,469,800
当期変動額		
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	28,462
当期末残高	8,469,800	8,441,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	90

当期変動額合計	41	90
当期末残高	2	87
評価・換算差額等合計		
前期末残高	39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	90
当期変動額合計	41	90
当期末残高	2	87
純資産合計		
前期末残高	3,837,205	8,469,803
当期変動額		
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	90
当期変動額合計	4,632,596	28,552
当期末残高	8,469,803	8,441,251

重要な会計方針

区分	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 —— (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しており ます。 (2)その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年 4 月 1 日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変更 しております。当該変更による営業利 益、経常利益及び税金等調整前当期純 利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年 3 月 31日以前に取得した資産については、 改正前の法人税法に基づく減価償却の 方法の適用により取得価額の 5 %に到 達した事業年度の翌事業年度より、取 得価額の 5 %相当額と備忘価額との差 額を 5 年間にわたり均等償却し、減価 償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益 及び税金等調整前当期純利益に与える 影響は軽微であります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 —— ——

	(2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末要支給額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左 (4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(貸借対照表) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	(貸借対照表) 1. 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期421千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。 2. 前期まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前期末の「ソフトウェア仮勘定」は9,502千円であります。 3. 前期まで区分掲記しておりました「敷金」(当期103,795千円)は、明瞭性の観点から「長期差入保証金」に含めて表示することにしました。
(損益計算書) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	(損益計算書) ——

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年 3月31日現在	第24期 平成21年 3月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 31,201千円	建物付属設備 48,469千円
器具備品 80,221千円	器具備品 123,892千円

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第24期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
1 _____	1 前期損益修正損は、過年度退職給付費用31,347千円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額33,097千円であります。
2 固定資産除却損は次のとおりであります。	2 固定資産除却損は次のとおりであります。
器具備品 429千円	建物付属設備 25,793千円 器具備品 4,484千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末 株式数 (株)	第23期事業年度 増加株式数 (株)	第23期事業年度 減少株式数 (株)	第23期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものの次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日

第24期(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期事業年度 増加株式数 (株)	第24期事業年度 減少株式数 (株)	第24期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
------	-------	---------------	-------	-----------------	-----	-------

平成20年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月26日
------------------------	------	-----------	-------	-----------	--------------	--------------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものの次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月26日

(リース取引関係)

第23期(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期(平成20年 3 月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	28
	小計	1,000	971	28
合計		1,100	1,105	5

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
6,644	644	-

第24期(平成21年 3 月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,006,110	1,007,603	1,493
	小計	1,006,110	1,007,603	1,493
合計		1,006,110	1,007,603	1,493

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,035	887	148
	小計	1,035	887	148
合計		1,035	887	148

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,188	88	-

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
国債	1,000,000	-	-	-
合計	1,000,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	454,641千円	543,720千円
退職給付引当金の額	454,641千円	543,720千円
3. (1)退職給付費用	124,291千円	83,703千円
(2)過年度退職給付費用	-	31,347千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

区分	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	472,466千円	532,369千円
未払事業税否認	201,467千円	6,663千円
賞与引当金損金算入限度超過額	50,793千円	31,915千円
その他	3,599千円	2,421千円
繰延税金資産小計	728,327千円	573,368千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	2千円	-
繰延税金負債小計	2千円	-
繰延税金資産合計(純額)	728,325千円	573,368千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(関連当事者との取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1)兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				

親会社の子会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	-	-	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	101,411	未収 収益	21,208
							投資 運用の 委託 契約	運用 手数料 の支払 (注1)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	-	兼任 1名	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	89,965	未収 収益	41,340
							投資 運用の 委託 契約	運用 手数料 の支払 (注1)	798,865	未払金	171,385
親会社の子会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	-	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	148,662	未収 収益	5,166

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	-	投資運用の 受託・委託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	60,553	未収 収益	33,279
							運用 手数料 の支払 (注1)	922,254	未払金	169,960
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	-	投資運用の 受託・委託 契約役員の 兼任	運用 手数料 の受取 (注1)	40,623	未収 収益	8,557
							運用 手数料 の支払 (注1)	521,484	未払金	96,554
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	投資運用の 受託契約 現金の預入	運用 手数料 の受取 (注1)	21,250	未収 収益	5,053
							現金の 預入 (注2)	3,010,255	現金・ 預金	3,010,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ビクテ アンド シー(非上場)

ビクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第23期事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		第24期事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
1株当たり純資産額	10,587,254円20銭	1株当たり純資産額	10,551,564円 9銭
1株当たり当期純利益	6,290,694円11銭	1株当たり当期純利益	3,714,423円12銭
損益計算書上当期純利益	5,032,555千円	損益計算書上当期純利益	2,971,538千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	5,032,555千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	2,971,538千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。および において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

（３）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
いちよし証券株式会社 エース証券株式会社 高木証券株式会社 東洋証券株式会社 マネックス証券株式会社 日本アジア証券株式会社 静銀ティーエム証券株式会社	14,577百万円 8,831百万円 11,069百万円 13,494百万円 7,425百万円 4,000百万円 3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社百五銀行 株式会社山形銀行 株式会社香川銀行 株式会社伊予銀行 株式会社徳島銀行 株式会社百十四銀行 株式会社横浜銀行	20,000百万円 12,008百万円 12,014百万円 20,948百万円 11,036百万円 37,322百万円 215,628百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

平成21年3月末日現在

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成21年2月13日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年3月23日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年4月22日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 4 月24日提出 臨時報告書

平成21年 5 月22日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 6 月 1 日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 7 月 1 日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 7 月15日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 7 月16日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 7 月17日提出 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)の平成21年1月30日から平成21年7月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)の平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（24期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。